

社会福祉法人助成事業の申込みについて

1. 申込の手續

- ・ 申込書の請求期間 2019年4月中旬～2019年7月19日
返信用封筒（角形2号、宛名記入、140円切手貼付）を同封の上郵送にて請求するか、
直接清水基金で受け取る
- ・ 助成申込受付期間 2019年6月1日～2019年7月31日（必着）
- ・ 助成決定時期 2020年1月末（法人代表者様に郵送にて通知）

2. 助成対象

障害者福祉の増進を目的として運営されている社会福祉法人の諸事業

- ・ 2019年4月時点で開設後1年経過した事業所であり、2016年度～2018年度助成事業において当基金から助成を受けていない法人
- ・ 助成決定後、当基金との助成金交付契約締結後に事業着手し、原則として機器・車輛は2020年9月迄に納入、建物は同年12月迄に完成できる案件
- ・ 原則として1法人1件（総費用が税込80万円以上5,000万円未満の案件）
- ・ 3年間不祥事の発生や所轄庁からの行政処分を受けていないこと

3. 助成内容

利用者のために必要な機器・車輛・建物（新築、改修、増改築）等

- ・ 申込案件には、公費による補助や他の助成団体等への助成申込が重複しないこと
- ・ 自主事業への取り組みが熱心、かつ自助努力が見られる法人を優先する
- ・ 機器：医療機器・防災関連機器は対象外とする
- ・ 車輛：10年以内（2009年度助成事業以降）に当基金から車輛の助成を受けている法人は対象外とする
- ・ 建物：改修・増改築については対象外となるケースもあるので、事前にお問い合わせください
※ 修繕・メンテナンス工事（屋上防水・外壁塗装等）、防災設備（自家発電装置・スプリンクラー・火災報知器等）、防犯設備、ソーラーシステム、浄化槽設備、耐震補強、舗装工事、井戸整備等は対象外とする

4. 助成金・助成件数

- ① 助成金総額は3億6,000万円（予定）、助成件数は80件程度
- ② 原則として1法人当りの助成金額は50万円～1,000万円とする
- ③ 原則として申込法人が総費用の30%以上を負担する

5. 選考基準

上記助成対象・内容に該当した案件について、次の項目を重点に選考委員会で審査

- ① 必要度
- ② 期待度
- ③ 注目度
- ④ 財務状況
- ⑤ 清水基金からの過去の助成実績

6. その他の留意事項

- ・ 助成金交付は、建物新築は上棟後と完成後の2回均等分割、その他は助成物件納入後に行います
- ・ 必要により事業所への事前訪問を行うことがあります
- ・ 申込書類は返却いたしません
- ・ 選考状況や結果については、お問い合わせいただいてもお答えできません